## 松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (案)の概要

#### I.制定の経緯

国は、こども未来戦略に基づき、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するために、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)を創設しました。

事業を実施するためには、市町村が、設備及び運営に関する基準を、国の定める基準に従い、又は参酌して条例で定めることとされており、令和7年1月に国の基準が公布されたことから、令和7年度中の事業実施に向けて、本市の基準を条例で定めるものです。

※今回のパブリックコメントで意見を募集するのは、関係府令で示された基準を参考に 市が基準を定めるときに、市に裁量がある「参酌すべき基準」に関するものです。

#### Ⅱ.条例の内容

<条例制定の基本的な考え方> 国の基準のとおりの内容を規定します。

#### <条例で定める基準の事項>

国の基準のうち、参酌すべき基準は以下のとおりです。

日の生中のプラス	多的が、と至中は以下のと83分です。
項目	国基準の内容
最低基準の目的	最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、か
	つ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することによ
	り、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障する
	ものとする。
最低基準の向上	① 市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市
	町村児童福祉審議会を設置している場合にはその意見を、その他
	の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意
	見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、そ
	の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
	② 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとす
	る。
最低基準と乳児	① 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設
等通園支援事業	備及び運営を向上させなければならない。
者	② 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等
	通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又

	は運営を低下させてはならない。
乳児等通園支援	① 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮する
事業の一般原則	とともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければ
	ならない。
	② 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図
	り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通
	園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければなら
	ない。
	③ 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援
	の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
	④ 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受
	けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければ
	ならない。
	⑤ 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成す
	るために必要な設備を設けなければならない。
	⑥ 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼
	児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払
	って設けられなければならない。
乳児等通園支援	① 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口
事業者と非常災	その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対す
害	る具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(②の訓練
	を除く。)をするように努めなければならない。
	② 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消
	火に関する訓練を行わなければならない。
乳児等通園支援	乳児等通園支援事者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性
事業者の職員の	と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる
一般的要件	限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなけ
	ればならない。
乳児等通園支援	① 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑚に励み、法に
事業者の職員の	定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、
知識及び技能の	維持及び向上に努めなければならない。
向上等	② 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のた
	めの研修の機会を確保しなければならない。
他の社会福祉施	乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置する
設等を併せて設	ときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要
置するときの設	に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて
備及び職員の基	設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができ
準 (※1)	る。
衛生管理等	① 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器
	等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生
	上必要な措置を講じなければならない。

	② 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感
	染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対
	し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並び
	に感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施す
	るよう努めなければならない。
	③ 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を
	備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
乳児等通園支援	乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要
事業所内部の規	事項に関する規程を定めておかなければならない。
程	一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
	二 その提供する乳児等通園支援の内容
	三 職員の職種、員数及び職務の内容
	四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わな
	い日
	~ 11   五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその
	額
	│ <sup>□□</sup> │六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
	大 乳児、幼児の区分ととの利用を負   七 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利
	用に当たっての留意事項
	ハにヨたっての歯息事項   八 緊急時等における対応方法
	八 紫志時寺にあける対応万広   九 非常災害対策
	九 非吊火吉対象   十 虐待の防止のための措置に関する事項
可归生之间十点	十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
乳児等通園支援	乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の
事業所に備える	処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならな 
帳簿	
苦情への対応 	① 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関す
	る利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応
	するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な
	措置を講じなければならない。
	② 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関
	し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助
	言に従って必要な改善を行わなければならない。
一般型乳児等通	一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通
園支援事業所の	園支援事業所」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。
設備の基準(※	一 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通
2)	園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
	二 乳児室の面積は、乳児又満2歳に満たない幼児1人につき
	1.65平方メートル以上であること。
	三 ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につ
	き3.3平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。

五 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき 1.98平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のイ、口及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

口 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、 同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施 設又は設備が一以上設けられていること。

	1	
階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 屋内避難階段又は特別避難階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに
		準ずる設備
		4 屋外階段
3階	常用	1屋内避難階段又は特別避難階段
		2 屋外階段
	避難用	1屋内避難階段又は特別避難階段
		2 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準
		ずる設備
		3 屋外階段
4階	常用	1屋内避難階段又は特別避難階段
以上		2 屋外避難階段
の階	避難用	1 特別避難階段に準じた屋内避難階段
		(排煙設備を有するもの) 又は特別避難
		階段
		2 耐火構造の屋外傾斜路
		3 屋外避難階段
		3 =

ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、か

	つ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以		
	下となるように設けられていること。		
	ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件の		
	いずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。)を		
	設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支		
	援事業所の調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防		
	火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又		
	は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこ		
	れに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているこ		
	と。		
	(1)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のも		
	のが設けられていること。		
	(2)調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けら		
	れ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な		
	措置が講じられていること。		
	ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部		
	分の仕上げを不燃材料でしていること。		
	へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼		
	児の転落事故を防止する設備が設けられていること。		
	ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報す		
	る設備が設けられていること。		
	チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可		
	燃性のものについて防炎処理が施されていること。		
保護者との連絡	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をと		
	り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力		
	を得るよう努めなければならない。		
準用	一般型乳児等通園支援の内容及び保護者との連絡は、余裕活用型		
	乳児等通園支援事業について準用する。		
電磁的記録	乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これら		
	に類するもののうち、この府令の規定において書面(書面、書		
	類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人		
	の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他		
	の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定		
	されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当		
	該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知		
	覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ		
	て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に		
※ 1	より行うことができる。		

- ※1職員に係る部分は従うべき基準
- ※2調理設備に関する部分は従うべき基準

### Ⅲ. 根拠法令

- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第2項
- ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)

# <u>Ⅳ.施行日</u>

公布の日